

運 営 規 程

ときわの杜指定居宅介護支援事業所

ときわの杜指定居宅介護支援事業所運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人ときわの杜（以下「ときわの杜」という。）が開設するときわの杜指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業所（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法に基づいた適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行うものとする。
- 2 事業所は、被保険者が要介護認定等にかかる申請を行う場合、その者の意志を尊重して必要な協力及び支援を行うものとする。
- 3 事業所は、要介護者等の選択により、その者の心身状況や置かれている環境等に応じ、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業者と連携しつつ総合的かつ効果的に介護計画を提供するように努めるものとする。
- 4 事業所は、北茨城市から介護保険訪問調査の委託を受けた場合は公平かつ中立の立場で適正な調査を行うものとする。
- 5 事業所は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ち、要介護者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不等に偏ることのないよう努めるものとする。
- 6 事業所は、事業の運営に当たっては、北茨城市、在宅介護支援センターときわの杜、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ときわの杜指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 茨城県北茨城市関本町福田1875番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----|---------|----|----|-----------------|
| (1) | 管 理 者 | 兼務 | 1名 | 事業所を代表し業務を総括する。 |
| (2) | 介護支援専門員 | 専従 | 2名 | 第6条の業務にあたる。 |
| | | 兼務 | 1名 | 第6条の業務にあたる。 |
| (3) | 事 務 員 | 兼務 | 1名 | 主に会計事務にあたる。 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 毎週月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、営業時間外でも電話等により連絡可能な体制をとる。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 本事業の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 事業所内に相談室を設け、利用者からの相談にあたる。
 - (2) 相談受付簿、相談記録簿等を備え保存する。
 - (3) 利用者の状況把握を行うにあたり使用するアセスメント・介護サービス計画書の様式は「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
 - (4) サービス担当者との連携、調整を図るための会議は事業所内の会議において開催する。
 - (5) 事業所は、指定居宅サービス事業者によるサービス提供が開始された後、介護支援専門員を月1回以上必要の都度訪問させて、サービスの実施状況、効果等の把握に努める。
 - (6) 介護支援専門員の担当利用者数は1人当たり40件を上限とする。（予防は除く）
 - (7) 介護支援専門員の技能向上のため、年1回は自己評価を行い、業務内容の見直しを行う。
- 2 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を要介護認定者と家族の意思を尊重して、

医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、要介護認定者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

- 3 事業所は、正当な理由が無い場合は、業務の提供を否定できないものとする。
- 4 事業所は、事業所に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし事業所内にその手順等を掲示する。

(事業実施地域)

第7条 事業の実施地域は、北茨城市、高萩市、いわき市とする。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 申請支援については、利用者からの費用負担を受けないものとする。

- 2 居宅介護サービス計画作成費については、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該費用が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの費用負担を受けないものとする。
- 3 前条の地域以外からの利用申込みがあったときは、あらかじめ利用者の同意を得てから交通費の実費を受け取ることができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり20円とし、支払いを受けたときは、必ず領収書を交付するものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第9条 事業所は、毎月北茨城市に対して、居宅サービス計画に関する実施状況を書類により報告するものとする。

(秘密保持)

第10条 事業所の職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の条件とする。

(職員研修)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

(虐待防止)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理の体制)

第14条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用表及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた

場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日を会計期間とする。

2 本事業に関する書類は、完結した日から5年間保存しなければならない。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項については、事業の管理者がとき々の杜と協議して定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成15年7月20日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この運営規程は、令和2年1月1日から施行する。

付 則

この運営規定は、令和4年1月1日から施行する。

付 則

この運営規定は、令和4年3月31日から施行する。

付 則

この運営規定は、令和6年5月1日から施行する。

付 則

この運営規定は、令和8年4月1日から施行する。